工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドライン

令和８年５月１日制定
小山市産業観光部工業振興課

工場立地法運用例規集２－２－３②に基づき、現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更する際、工場立地に関する準則に適合するために必要な緑地又は環境施設（以下「緑地等」という。）を当該工場等の敷地内に確保できない事情がある場合に勧告しないことができる基準を以下のとおり定める。

１　対象となる工場等

本ガイドラインの対象となる工場等（以下「対象工場」という。）は、本市に現に立地している工場等のうち、次の要件をすべて満たすものとする。

⑴　現に設置されている特定工場、若しくは増改築等により新たに特定工場となるもの。

⑵　生産施設の面積を増加させるもの。生産施設の面積を増加させずに敷地内の緑地を減少させて敷地外に設置することは認められない。

⑶　敷地内に生産施設、緑地、環境施設、駐車場、倉庫等に利用されていない未利用部分がないこと。

２　敷地外緑地等の要件

本ガイドラインで示す敷地外緑地等とは、次の要件をすべて満たすものとする。

⑴　対象工場の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により、実質的に緑地等に係る準則が満たされること。

⑵　敷地外緑地等の整備が、対象工場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められること。

３　要件の判断基準

⑴　実質的に緑地等に係る準則が満たされる場合

以下の算定式により求められる緑地面積率及び環境施設面積率が準則を満たすこと。

※緑地面積率の算定式

$$緑地面積率 = \frac{工場敷地内の緑地面積 + 敷地外緑地面積}{工場敷地面積 + 敷地外緑地面積}$$

※環境施設面積率（緑地面積+緑地以外の環境施設面積）の算定式

$$環境施設面積率 = \frac{工場敷地内の緑地等面積 + 敷地外緑地等面積}{工場敷地面積 + 敷地外緑地等面積}$$

⑵　周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合
　敷地外緑地等は小山市内に整備するものとし、適切な維持管理等を行い、周辺環境との調和に努めていること。

４　手続

⑴　敷地外緑地等の設置を検討する工場等は、工場立地法の規定による届出の前に「敷地外緑地等の設置に関する事前協議書（別記様式第１号）」を市長に提出すること。

⑵　敷地外緑地等の設置後、その内容を変更又は廃止する場合は、事前に「敷地外緑地等の設置の変更に関する届出書（別記様式第２号）」を市長に提出すること。

５　その他

⑴　敷地外緑地等は自己所有地又は借地に整備すること。

⑵　樹木の剪定や除草等、適切に維持管理を行うこと。

⑶　敷地外緑地等を複数の場所に設置することは可とする。

⑷　敷地外緑地の一部又は全部を重複緑地とすることは可とする。ただし、重複緑地として認められる面積の上限は、工場敷地内の緑地も含む緑地全体の面積の 50％以内とする。

⑸　生産施設面積率の算定には、敷地外緑地等の面積は含めない。

６　参考

工場立地法運用例規集

（法第４条第１項の規定に適合しない場合の勧告の基準）

２－２－３

　法第４条第１項の規定により公表された準則（以下「準則」という。）に適合しない場合は、原則として勧告することとする。ただし、次のような個別的事情が存する場合には当該事情を十分審査の上、勧告しないことができる。

①（省略）

②現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更（減少を除く。）する場合において、準則に適合するために必要な緑地又は環境施設（以下「緑地等」という。）を当該工場等の敷地内に確保できない事情があり、当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされ、かつ、当該工場等の設置の場所を管轄する市長村長の定める基準に照らし、当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合。（以下省略）